入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所 在 地
1	根崎解体工事株式会社	茨城県小美玉市栗又四ケ2087

- 2 入札参加資格停止措置期間 令和5年7月12日から令和5年8月11日まで(1カ月間)
- 3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

根崎解体工事株式会社及び同社の使用人は、日立市内の貸店舗建物解体工事において、令和4年3月3日、高さ5メートル以上のコンクリート造の工作物の解体作業等を労働者に行わせるに当たり、同人の使用する要求性能墜落制止用器具等の点検を行わなかったとして、労働安全衛生法違反により、石岡簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和5年5月2日、その刑が確定した。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程(以下「契約規程」という。)第75条第1項別表第4第14号「不正又は不誠実な行為」に該当する。

「契約規程」

措置要件	期間
別表第4第14号	当該認定をした日から
ア 業務に関し、法令に違反したとき。	1カ月以上9カ月以内